

(別表 1) ✓

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状 ✓

(1) 地域の災害リスク ✓

①地域の概要・立地

武雄市は佐賀県の西部に位置し、東は杵島郡大町町及び白石町、南は嬉野市、西南は長崎県波佐見町、西は西松浦郡有田町、北は伊万里市、唐津市、多久市に接しており、面積は 195.4 km<sup>2</sup>、総人口 48,235 人（男 22,981 人 女 25,254 人）、世帯数は 18,833 世帯（令和 3 年 9 月末現在外国人含む）である。

地勢は、北部の八幡岳、南部の杵島山、東部の鬼の鼻山及び西部の黒髪山、神六山に囲まれた地形で、西部が高くなっている。山間、山麓、平坦（低平地）と複雑な地形をなしている。河川は、神六山を水源として有明海に注ぐ六角川と青螺山を水源として玄界灘に注ぐ松浦川と大きな河川が流れている。六角川は有明海の干満差の影響により慢性的な洪水被害をもたらしており、松浦川は未整備地区が多く山間部からの雨水の流入によるはん濫が多く発生している。

②想定される災害リスク

（洪水：ハザードマップ、地域防災計画）

武雄市のハザードマップによると、武雄市商工会北方事務所が立地する地域は浸水想定が 3m から 5m 未満の地域であり、山内事務所が立地する地域は浸水の想定はなされていない。当市で発生する自然災害のうち、その大半は大雨によるものである。日降水量 100mm 以上の大雨は、6 月から 7 月の梅雨期に最も多く、8 月、9 月の台風シーズンの順となっている。

令和元年 8 月及び令和 3 年 8 月の豪雨により、当市は局地激甚災害の指定を受けるなど、甚大な被害を被ったところであり、今後も洪水の被害は十分に予想される。

（土砂災害：武雄市地域防災計画、ハザードマップ）✓

武雄市ハザードマップによると、武雄市商工会が立地する地域は土石流危険流域、地滑り危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所の警戒区域に指定されておらず土砂災害危険リスクは低い地域とされているが、近隣には、平坦地を囲むように山間部があることから市内全域にわたり 1,547 か所（土石流危険箇所 409 か所・急傾斜危険箇所 1,110 か所・地すべり 28 箇所）の土砂災害危険箇所が点在しており、山崩れ、がけ崩れが今後も発生する危険性は高い。

（地震：J-SHIS、武雄市地域防災計画）✓

武雄市の地震ハザードステーションの地震予測地図によると、当市は震度 5 強以上の地震が今後 30 年間で 26% 以上の確率で発生すると言われている。

市地域防災計画では、市内には活断層は確認されていないが、県内及び周辺には 14 の活断層が存在し、特に、六角川沿いは、軟弱地盤であるため、北方町・朝日町・橋町では、震度 6 強～震度 7 の地震発生が想定されている。

（感染症）

新型インフルエンザは、10 年から 40 年間の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように、市民のほとんどが免疫を有しておらず、全国的かつ急速なまん延により、多くの市民の生命及び健康に重大な影響を及ぼすおそれがある。

(その他)

原子力災害については、武雄市は玄海原子力発電所から約 30~50 kmに位置しており、県地域防災計画で定める原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲には入っていない。

他の災害対策では、航空機事故や鉄道事故により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合の人命の確保、被害の拡大防止、軽減を目的としている。

また、林野火災や住宅密集地などにおいて大規模な火災が発生した場合に備えた予防対策と応急対策想定を記述されている。

(2) 商工業者の状況

- |          |      |
|----------|------|
| ・商工業者数   | 593社 |
| ・小規模事業者数 | 511社 |

【内訳】 令和3年4月1日現在

	商工業者数	小規模事業者数	備考
商 工 業 者	建設業	108	商工会エリア内に広く分布
	製造業	121	山内地区に多い
	卸・小売業	141	商工会エリア内に広く分布
	飲食店・宿泊業	38	北方地区に多い
	サービス業	145	商工会エリア内に広く分布
	その他	40	
	合計	593	511

(3) これまでの取組

①武雄市の取組

- ・武雄市地域防災計画の改定（令和2年）
- ・武雄市国土強靭化地域計画の策定（令和2年3月）
- ・洪水・土砂災害警戒区域等の指定によるハザードマップの改定（令和3年）
- ・防災拠点の整備
- ・武雄市総合防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄（資機材・生活用品・食料・感染予防品等）
- ・自主防災組織（各区）による防災訓練
- ・ハザードマップの各戸配布
- ・災害時応援協定締結の推進と支援マニュアルの改定
- ・武雄市業務継続計画（BCP）の改定

②商工団体の取組

- ・事業者BCPや事業継続力強化計画に関する施策等の周知及び策定支援
- ・事業者BCPセミナー等についての周知
- ・災害時における特別相談窓口設置による被災事業者の支援
- ・損保会社、県共済と連携した損害保険への加入推進
- ・防災訓練の実施

## II 課題

現状では、緊急時の取組について佐賀県商工会連合会が大規模災害対応マニュアルを示し、武雄市商工会事業継続計画を策定したが、職員間でのマニュアルの共有が十分に出来ていないことや、災害に関する知識・ノウハウの蓄積が十分でないことから、平時・緊急時に対応できる体制が出来ていない。更には、近年災害が多発している中、災害に関しての損害補償・共済の知識及び提案力を高めていく必要がある。

小規模事業者にあっても、BCP策定や事業継続力強化取組の優先順位が必ずしも高くなく、周知・啓蒙を行いながら、小規模事業者の事業継続力強化支援を行う必要がある。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して、予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者をださないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

## III 目標

- ・地区内の小規模事業者に対し、自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・マニュアルの共有化と災害に関する知識・ノウハウを習得する。
- ・災害に関する保険・共済の普及、啓発による小規模事業者の防災・減災対策を図る。
- ・災害時における連絡体制を円滑に行うため、当会と武雄市の間における被害情報報告ルールを構築する。
- ・災害発生後速やかな復旧・復興支援が行えるよう、また、域内において感染症発生時（感染症は「発生」というタイミングがない。「海外発生期」「国内感染者発生期」「国内感染者拡大期」「社内感染者発生期」と細分化することも有用。）には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

武雄市商工会と武雄市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

### ①. 事前の対策

#### ① 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- 巡回経営指導時に、ハザードマップやハザード情報等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援等の活用）について周知する。
- 会報や市報、ホームページ、メールマガジン等において、国、県、市の施策や、リスク対策の必要性、損害保険等の概要等紹介を行い、また事業者BCPや事業継続力強化計画に積極的に取り組む小規模事業者の事例紹介等を行う。
- 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険・共済の紹介等を実施する。
- 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には当市や県のホームページ等から常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- 新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内の換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

#### ② 事業継続力強化計画の策定支援

- 小規模事業者に対し、事業継続力強化計画等の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について経営指導員や専門家による指導及び助言を行い、計画策定支援を行う。

#### ③ 事業継続計画の作成

- 2021年4月に、佐賀県商工会連合会が作成した大規模災害対応マニュアルを参考に武雄市商工会事業継続計画を作成。全職員共有するとともに災害に関する知識・ノウハウを習得、平時・緊急時に応える体制を構築する。

#### ④ 関係団体等との連携

- 全国商工会連合会が連携協定を結ぶ、あいおいニッセイ同和損害保険㈱及び東京海上日動火災損害保険㈱や佐賀県火災共済協同組合と連携し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険・共済の紹介等を実施する。
- 関係機関へ普及啓発ポスター等について提示依頼し、セミナー等を共催で実施する。

#### ⑤ フォローアップ

- 小規模事業者の事業継続力強化計画や事業者BCP等取組状況を確認する。
- 武雄市商工会と武雄市で、状況確認や改善点等について協議する。

#### ⑥ 当該計画に係る訓練の実施

- 自然災害（マグニチュード6強の地震や豪雨災害）が発生したと仮定し、武雄市商工会、武雄市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は年1回実施する）。

## (2. 発災後の対策)

自然災害時による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の発生状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### ① 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後、2時間以内に職員の安否報告を行う。  
(電話だけでなく、SNS等を活用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を武雄市商工会と武雄市で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認(検温等)を行うとともに、事務所等の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

### ② 応急対策の方針決定

- ・武雄市商工会と武雄市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
(豪雨における例) 職員自身の目線で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警戒解除後に勤務する等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡がとれない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内0.1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない。</li></ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な災害が生じているものと考える。

- ・本計画により、武雄市商工会と武雄市は以下の間隔で被害状況を共有する。

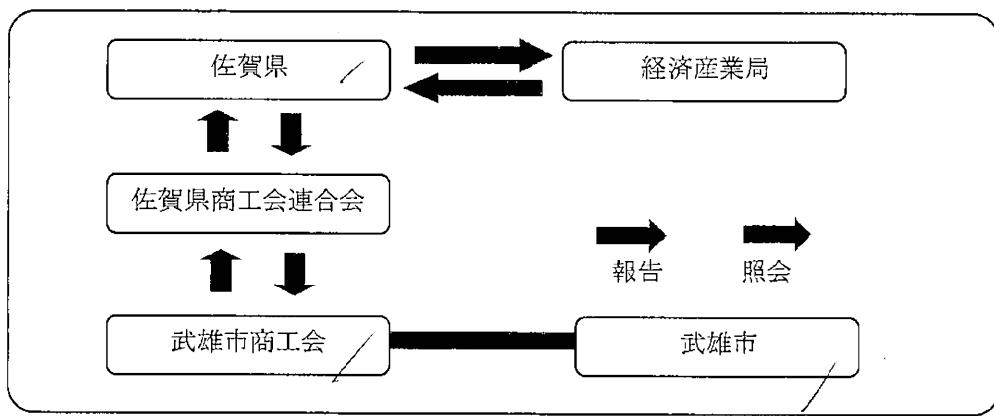
期間	共有頻度
発災後～2週間	発災直後は必要に応じ複数回共有し、2日目より1日に2回共有する。 (必要に応じ頻度を増やす。)
2週間～1ヶ月	1日に1回共有する。
1ヶ月～2ヶ月	1週間に1回共有する。
2ヶ月～3ヶ月	2週間に1回共有する。
3ヶ月以降	1か月に1回共有する。

※災害の規模により共有頻度は協議のうえ変更する場合がある。

- ・「武雄市新型インフルエンザ対策等行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、体制維持に向けた対策を実施する。

### 〈3. 発災後における指示命令系統・連絡体制〉

- ・自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、武雄市商工会と武雄市で被害情報を共有し、被害地域での実施体制や支援活動について決める。
- ・武雄市商工会と武雄市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・武雄市商工会と武雄市が共有した情報を、県の指定する方法にて武雄市商工会又は武雄市より県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、武雄市商工会と武雄市が共有した情報を佐賀県の指定する方法にて武雄市商工会又は武雄市より県へ報告する。



### 〈4. 応急対応時の地区内小規模事業者に対する支援〉

- ・武雄市商工会と武雄市で開設方法等について協議のうえ相談窓口を設置する。開設方法については、県や商工会連合会とも協議する。(国や県より特別相談窓口の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。
- ・相談窓口や特別相談窓口の設置場所は、安全性が確保された場所かつ新型コロナウイルス感染所等の状況も検討し、あらかじめ協議した順位により設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市町の施策）については武雄商工会議所とも連携し、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした相談窓口を開設する。開設方法については、佐賀県や佐賀県商工会連合会とも協議する。(国や県より特別相談窓口の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。

### 〈5. 地区内小規模事業者に対する復興支援〉

- ・武雄市商工会、武雄市で協議のうえ、国や佐賀県、佐賀県商工会連合会の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、武雄商工会議所とも連携し被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、県内外からの応援派遣等を県や商工会連合会に相談する。
- ・支援にあたっては新型コロナウイルスの状況も踏まえ、感染拡大の懸念等がある場合には、オンライン等を活用した支援も検討する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

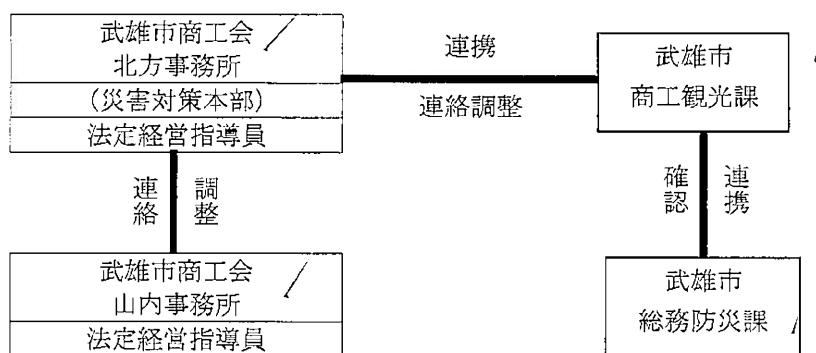
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制 /

事業継続力強化支援事業の実施体制 /

(令和3年8月現在)

(1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員： [REDACTED] (連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等）

- ・本計画の具体的な取組の企画、実行
- ・本計画に基づく進捗の確認、フォローアップ、計画の見直しなど（年1回以上）

(3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

①商工会／商工会議所

武雄市商工会  
〒 849-2201 佐賀県武雄市北方町大字志久 1662 番地  
TEL : 0954-36-2111 / FAX : 0954-36-3417  
E-mail : takeoshi@sashoren.or.jp

②関係市町

武雄市役所 営業部商工観光課  
〒 843-8639 佐賀県武雄市武雄町大字昭和 12 番地 10  
TEL : 0954-23-9237 / FAX : 0954-23-3816  
E-mail : syoukoukankou@city.takeo.lg.jp

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3) /

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法 /

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
広報費	100	100	100	100	100
物資購入費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

- ・会費収入、事業収入、補助金収入など

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等